

よくあるご質問
Q & A

Q 生産緑地地区の指定を受けずに、特定生産緑地の指定を受けることは出来ますか。

A **できません。**

特定生産緑地制度は、農地として30年管理した「生産緑地地区」について、税制優遇措置や買取り申し出が可能となる時期を10年ずつ延長する制度です。

Q 指定から30年を経過した場合、生産緑地地区は解除されますか。

A 生産緑地地区は**自動的には解除になりません。**

30年を経過して、買取り申し出をした結果、行為制限が解除になった場合、生産緑地地区の指定を解除することとなります。

Q 特定生産緑地の効力発生はいつからですか。（10年の起算日はいつですか。）

A **2022年（令和4年）12月3日（30年を経過した日）からです。**

この日からではありません。

- ✘ 申請書類を提出した日
- ✘ 同意書を取得した日

Q 特定生産緑地の指定申請をしても指定されない場合もありますか。

A 例えば、農地として管理がされていない生産緑地については、**指定できない可能性**があります。

Q 生産緑地地区の指定から30年を経過した後、やはり特定生産緑地の指定を受けたいと思い直した場合、指定してくれますか。

A **指定することは出来ません。**
生産緑地法に定められている通り、生産緑地地区の指定から30年を経過した後は、特定生産緑地の指定を行うことは出来ません。

Q 生産緑地地区として指定された土地(筆)の一部で特定生産緑地の指定を受けたい場合、分筆は必要ですか。

A 税制上の取り扱いが異なる場合があるため、原則として**分筆を行うことが必要**です。

Q 相続税の納税猶予を適用している生産緑地地区は、特定生産緑地の指定を受けたほうが良いですか。

A 次の世代の方も納税猶予を受けするためには、特定生産緑地の指定を受ける必要があります。

Q 特定生産緑地の指定を受けた場合、10年を経過する前に、生産緑地の指定を解除する条件は何ですか。

A 農業に従事する方が、死亡または病気・ケガにより農業に従事することが不可能になった場合、買取り申し出が出来ます。

Q 特定生産緑地を選択した場合で、10年経過後、特定生産緑地を継続したくない場合の手続きは。

A 今回と同じように、10年を経過する前に、書面で所有者様の意向を伺い、**延長を希望する方の分のみ、特定生産緑地の指定を行います。**